

# 裁判員制度施行10年にあたっての国民救援会の改善要求

2019年5月20日

日本国民救援会

- 1 重大刑事事件を対象とした裁判員制度が2009年5月21日に施行されて10年が経過する。
  - (1) 裁判員制度は、国民が裁判員として重大刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑罰にするかを裁判官と一緒に決める制度として導入され、これにより、刑事裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されるので、裁判に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されるとされたものである。
  - (2) 裁判員制度は、その基本法である裁判員法とともに、刑事訴訟法の重要な部分が改定されて、これと一体的な運用が図られることになったために、裁判員裁判対象事件にとどまらず、刑事裁判の全体を律するものとなっている。
- 2 日本国民救援会は、裁判員制度の施行にあたって基本的見解を明らかにし、施行後の節目ごとに、これに基づく制度と運用の改善要求を重ねてきた。
  - (1) 国民救援会の制度に対する基本的見解は、以下の2点である。
    - ① これまでわが国の刑事裁判では、最高裁による裁判官の官僚統制のもとで、治安強化・「自白」偏重の裁判によって、数多くの冤罪・誤判が生みだされてきた。国民が裁判に参加する意義は、事実認定に関する審理・判断については生活実態に裏打ちされた「市民の健全な常識」を反映させることにある。裁判員制度は、これまでの職業裁判官のみによる裁判の弊害を正し、冤罪を生まない公正な裁判の実現への一歩となる可能性がある。
    - ② しかし、裁判員制度は、「自白」偏重の捜査や冤罪を生んできた刑事司法制度を放置したままであり、市民参加は形骸化され、被告人の憲法上の権利とは次元を異にした『迅速裁判』の大号令のもとで、新たに国民が手を貸す形で治安強化と冤罪・誤判を増大させることが強く危惧されるものとなっている。国民救援会は、戦後一貫して冤罪犠牲者救援を中心的な課題の一つとして運動を展開し、冤罪・誤判と対峙してきた経験から、この危惧は現実的かつ深甚なものであった。
  - (2) 国民救援会は、この立場から、単純な制度推進・廃止方針は採らず、冤罪防止のために、裁判員制度の施行に際して、制度と運用の両面にわたって緊急改善要請を行い、施行後の節目ごとには、その実情をふまえて、法務省、最高裁判所、裁判員裁判取扱裁判所等に対して、より具体的な制度・運用改善要求を重ねてきた。
    - ① 制度改善要求の基本は以下のとおりである。
      - ① 公判前整理手続終了後の立証制限の廃止、弁護権の弱体化システムの廃止
      - ② 検察の開示証拠の目的外使用禁止の廃止、国民の裁判批判・知る権利抑圧条項の廃止
      - ③ 「裁判員であった者」に対する守秘義務の削除
      - ④ 取調べに際しての弁護人の立会保障、取調べ過程の全面可視化
      - ⑤ 検察官手持ち証拠の全面開示
      - ⑥ 無罪判決に対する検察官上訴の禁止
    - ② 運用改善要求の基本は以下のとおりである。
      - ① 裁判における中核的な事項が「秘密のベール」に覆われている問題に関して  
実質的公開裁判の推進／公判冒頭の刑事裁判の鉄則説示／評議のつどの刑事裁判の鉄則徹底／守秘義務の緩和
      - ② 無辜の不処罰・事案の真相解明のために不可欠な充実した審理に関して  
検察に対する積極的な全面的証拠開示のための措置／弁護側立証の保障に関して
      - ③ 国民による裁判の監視と批判に対する保障措置に関して  
検察開示証拠の目的外使用禁止規定の限定適用／国民による裁判の監視・批判の保障
      - ④ 裁判員の選任に関して
      - ⑤ 被疑者・被告人の身柄拘束に関して
- 3 裁判員制度の施行から10年間の実施状況  
制度改善は、審理期間が長期にわたることが予想される事件の対象除外など、その制度設計の「ほころび」を繕う一部改定等があったが、刑事裁判の基本理念にかかわる課題は一顧だにされなかった。  
一方で、運用に関しては、公表された実施状況での統計数値や報道等から、一部で前項の運用改善要請の趣旨

に添う誠実な実施が伺える事情が存在するとともに、前記指摘の期待に沿う裁判事例が一定数存在したことが推認できる。ただし、それはごく一部にとどまるもので、刑事裁判の理念・原則の視点からは、一部の变化は示しながらも、大部は職業裁判官のみに拠った裁判動向の延長といえる状況を示している。それは、治安司法厳守という制度設計において、一部の想定外要素をはらみながらも、一定の落ち着きと定着を示していると言える。

(1) 制度施行から本年2月末日までの実施状況の概要

① 選任状況

選任された裁判員は6万7419人、補充裁判員は2万2920人で、選任手続で辞退が認められた候補者は施行開始年の53.1%から68.0%へ上昇し、また、裁判員候補に選ばれての選任手続期日への出席率は、83.9%から65.3%に減少している。裁判員候補者の辞退率の上昇と選任手続期日への出席率低下について、最高裁が民間会社に委嘱した調査結果報告によれば、審理予定日数の増加、非正規雇用の増大という雇用情勢の変化、高齢化の進展、国民の関心の低下等が挙げられている。

② 審理期間

連日の開廷・3回廷結審をめざした公判の平均実審理期間は、施行開始年の、総数で3.7日（5.0月、取調証人1.6人）、否認事件で4.7日（5.6月、取調証人2.4人）から、総数11.0日（9.6月、取調証人2.7人）、否認事件15.8日（12.3月、取調証人4.0人）と延び、また、公判前整理手続期間では、施行開始年の、総数で2.8月、否認事件で3.1月から、総数で7.7月、否認事件で9.9月と長期化している。否認事件での取調証人数の増加は検察証人である。さらに、平均評議時間は、施行開始年の、総数で397.0分、否認事件で477.3分から、それぞれ736.2分、969.8分に伸びている。

③ 判決動向

1万2789人が起訴され、1万1948人が終局裁判を受けた。内、移送等を除いて、有罪判決は36人の死刑を含む1万1602人、無罪判決は101人で、有罪率は99.1%である（2006年から2008年までの期間での裁判官裁判における裁判員裁判対象事件の有罪率は99.4%）。量刑動向は、殺人事件において、当初はそのピークの山が複数に分かれる傾向を示していたが、これが解消され、その他の事件を含めてピークは顕著に厳罰化に移っている（ピークは、殺人事件では、裁判官裁判（以下、A）で懲役11年以下12%台、裁判員裁判（以下、B）で15年以下18%。傷害致死でA：5年以下40%、B：11年以下26%、強姦致傷でA：5年以下36%、B：7年以下29%など）。求刑を超える判決も、2014年に最高裁判決で是正を図るまでに49件に達し、是正後も皆無という状況ではない。一方、執行猶予判決中の保護観察に付した割合はA：30.6%に比べてB：53.5%、2010人と顕著に高い。

④ 裁判員経験者のアンケートによれば、回答者の70%が裁判官時代と比べ、刑事裁判は身近なものになったと感じており、77%が評議を経て出した判決に納得しており、厳罰化傾向には84%が適切だと答えた。これらは、前記した有罪率99.1%という判決動向と、否認事件における検察立証の強化という統計的事実で確認されることから、主として量刑が争点となった事件の経験が多数を占めているものと推測される。一方で、判決を導く非公開の評議で、市民の感覚が裁判官と違うと感じることが「あった」が46%、「なかった」が47%で拮抗しているが、違和感を感じた刑事裁判のルールについては、全体の17%が黙秘権、14%が推定無罪、12%が検察官に立証責任があることを挙げているという驚くべき結果が出ている。

(2) 以上の実施状況の概要からは、制度施行前から施行中に掛けて、国民救援会が問題点を指摘し、改善要求を掲げてきた事項が、本来あるべき刑事裁判の姿に照らして正鵠を射ており、その意識的改善努力が裁判所において組織的にはなされないままに推移したことが浮かび上がる。これでは冤罪をなくすることはできない。

① とくに、刑事裁判の鉄則をあらゆる機会を通じて徹底することがおざなりになっていることに警鐘を乱打しなければならない。その直近の典型事例は、栃木：今市事件において、検察の「いいとこ撮り」自白ビデオを自白の信用性判断に用いたことが挙げられる。

② また、国民が裁判員裁判に参加する意義は、生活実態に裏打ちされた「市民の健全な常識」を反映させる事実の認定に関する審理・判断にこそあり、量刑判断にはなじまないことは、裁判員経験者自身が交々に「裁判官の丁寧な説明が参考になった」と話しているとおおり、裁判官の主導によらざるを得ないものである。

③ さらに、制度の全面的な検証は、裁判員被選任事実の秘匿義務も加えて、厳しい守秘義務とこれによる萎縮効果が最大の障壁になっていることは明らかである。

4 国民救援会は、裁判員制度施行10年にあたって、あらためて、前記の制度と運用の抜本的改善を厳しく要求する。加えて、裁判員がさまざまな制約を課せられるなかでも、その本来もっている積極的可能性を引き出すような事件支援運動を探索し、冤罪犠牲者の救援と、これを通じた今後の冤罪防止のための活動にいっそう力を注ぐ決意を表明するものである。